

中小企業共通 EDI 標準仕様書 V2.0_draft_r10

特定非営利活動法人
IT コーディネータ協会
つなぐ IT 推進委員会

本書は中小企業庁平成 28 年度補正予算「経営力向上・IT 基盤整備事業（次世代企業間データ連携調査事業）」において、中小企業共通 EDI（国連 CEFACT 標準準拠）に関する標準仕様書(初版)のバージョンアップ改訂版である。

目次	
はじめに	1
●中小企業共通 EDI 標準の管理体制	2
●中小企業共通 EDI 標準 V2.0 バージョンアップについて	4
● バージョンアップ V2.0 の要点	4
● バージョンアップ V2.0 の概要	4
● バージョンアップ V2.0 対象文書	4
1. 中小企業共通 EDI 仕様の標準化について	5
1. 1. EDI フレームワーク	5
1. 2. 中小企業共通 EDI 標準の構成文書の概要と適用範囲	6
1. 3. 中小企業共通 EDI 標準と業界横断 EDI 仕様との関係	7
2. 相互連携性仕様の考え方	7
2. 1. 相互連携性仕様の必要性	7
2. 2. 相互連携性仕様の前提条件	8
3. 相互連携性仕様	9
3. 1. 対象ドメイン	9
3. 2. 対象取引プロセス	9
3. 3. 相互連携性仕様の対象情報項目	9
3. 4. 改正消費税への対応仕様	10
3. 5. 全銀 EDI システム(ZEDI)への対応仕様	10
3. 6. 標準仕様の実装について	11
<付表> 中小企業共通 EDI 標準・相互連携性情報項目表	13

はじめに

企業間の受発注業務を含むデータ連携については、FAX・電話等によりやり取りされているか、情報化されていても複数の独自システムが構築されるなどにより業種の垣根を越えたデータ連携システムが存在しないことから、次のような問題が生じている。

- ・取引先ごとにシステムが異なるため、多画面（多システム）を使用しなければならず手間がかかる問題
- ・取引形態の変化に応じて新たなシステム投資が必要となる問題
- ・上記の結果として、例えば受発注業務において、銀行口座への送受金の情報と受発注の情報が別のシステムで動いていて連携できないためこれを手動でひも付ける作業をしなければならない上に、過去の受発注の情報が散逸してデータが蓄積されず当該ビッグデータを経営に利活用できていない問題

このような問題を解決することによって、中小企業の生産性をより一層向上させることが期待できる。

このため、中小企業庁は平成28年度補正予算「経営力向上・IT基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）」（以下、「次世代企業間データ連携調査事業」または「本事業」という。）において業種の垣根を越えたデータ連携システム整備委員会（以下、「整備委員会」という。）を立ち上げ、業種の垣根を越えたデータ連携システムの仕様、データ連携システムを用いて企業にデータ連携サービスを提供するサービスプロバイダーの要件等に係る調査を実施し、企業の業務の効率化及び業務情報の利活用を可能にする情報基盤の整備を図ることとした。

本事業における業種の垣根を越えたデータ連携システムの仕様については、本事業の受託事業者である特定非営利活動法人ITコーディネータ協会（以下、「ITC協会」という）の提案による国連CEFACT国際EDI標準準拠の「中小企業共通EDI仕様v3.1」を原案とし、当該案に基づき実施した業種・地域の異なる12件の実証プロジェクトの成果を反映するとともに、本事業の成果が事業終了後においても活用され、普及することによって中小企業の生産性をより一層向上させるという本事業の目的を踏まえ、より多くの関係者、とくに受発注システムを利用する企業、受発注システムを開発・提供する企業、業界標準システムを開発・提供する業界団体等の意見を採り入れるために平成29年（2017年）12月11日から平成30年（2018年）1月10日までの間、パブリックコメントを求めた。パブリックコメントの結果を踏まえた「中小企業共通EDI標準（案）」を整備委員会において審議し、「中小企業共通EDI標準（初版）」として取りまとめ、平成30年（2018年）3月に公表した。

「中小企業共通EDI標準(初版)」にはEDI取引を行う企業の、それぞれ異なる仕様の社内業務システム間でEDIデータ交換を実現するために、中小企業共通EDI標準仕様書において相互連携性仕様を規定した。

さらに中小企業共通 EDI 標準(初版)には中小企業共通 EDI を活用して紙取引から EDI デジタル取引へ移行するための手順をユーザー企業、および IT 企業に示す参照文書として、中小企業共通 EDI メッセージガイドラインが提供されている。

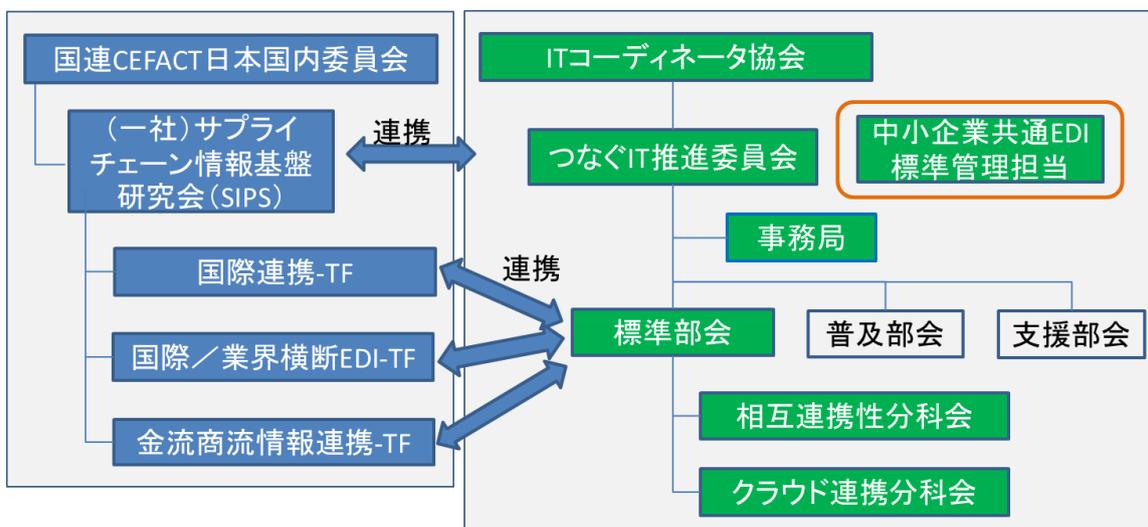
また、中小企業共通 EDI の実装手順を IT 企業に示す参照文書として、中小企業共通 EDI 実装ガイドラインが参照文書として提供されている。これらの参照文書を活用して、中小企業共通 EDI の普及が促進されることを期待している。

●中小企業共通 EDI 標準の管理体制

整備委員会は本事業の成果である「中小企業共通 EDI 標準」について、本事業終了後は ITC 協会が引き継いで維持管理を担当することとした。ITC 協会は中小企業共通 EDI の実用化を目指してすでに協会内に設置されている「つなぐ IT 推進委員会」(以下、本委員会という)において、引き続き当該標準の維持・管理を行うこととした。本委員会は国連 CEFACT 日本国内委員会一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会(以下、「SIPS」という)と連携して中小企業共通 EDI 標準の維持管理を進めている。

中小企業共通 EDI 標準の管理体制を下図に示す。

図 中小企業共通 EDI 標準の管理体制と SIPS との連携



注1：SIPSは業界横断EDI仕様(国連CEFACT標準準拠)を策定

ITC協会はSIPSの賛助会員

注2：ITC協会は中小企業共通EDI標準を策定

中小企業共通EDI標準はSIPS業界横断EDI仕様の中小企業ドメイン拡張版

<公開仕様のURL>

<https://tsunagu-it.com/trade/download/>

IT コーディネータ協会つなぐ IT 推進委員会
委員（順不同）

<委員長>

松島 桂樹 一般社団法人 クラウドサービス推進機構 理事長

<企業委員>

上野 保 東成エレクトロビーム株式会社 取締役会長

兼子 邦彦 小島プレス工業株式会社 総務統括部 参事

今野 浩好 株式会社今野製作所 代表取締役

笠原 真樹 株式会社由紀精密 取締役営業部長

林 英夫 武州工業株式会社 代表取締役

成願 直志 花王株式会社 会計財務部門 経理企画部 マネージャー

渡邊 嘉彦 矢崎総業株式会社 生産技術室 主査

<専門委員>

西岡 靖之 法政大学 大学院 デザイン工学部 教授

菅又 久直 国連 CEFAC 日本国内委員会 サプライチェーン情報基盤研究会
業務執行理事

岡田 浩一 明治大学 経営学部 教授

細川 泰秀 ABC協会 副会長

川内 晟宏 プロセス経営研究所 代表

伊原 栄一 株式会社グローバルワイズ 代表取締役社長

遠城 秀和 NTT データシステム技術株式会社

小松 靖直 日本商工会議所 情報化推進部 部長

水谷 学 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 副会長

坂本 恒之 株式会社スマイルワークス 代表取締役社長

【オブザーバー】

中小企業庁 技術・経営革新課

【事務局】

特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会

●中小企業共通 EDI 標準 V2.0 バージョンアップについて

ITC 協会つなぐ IT 推進委員会は「次世代企業間データ連携調査事業」で 2018 年 3 月に公開された中小企業共通 EDI 標準（初版）について、その後の環境変化に対応するための検討を進めてきたが、この度以下の内容を反映してバージョンアップを行い、標準 V2.0 として公開する。

● バージョンアップ V2.0 の要点

1. 次世代企業間データ連携調査事業のパブリックコメントで提示された意見のうち、次年度以降の対応に先送りされた事項への対応
2. 改正消費税（区分記載請求書、および適格請求書保存方式）への対応
3. 2018年12月より実用サービスが提供された全銀 EDI システム（以下、「金融 EDI」、または「ZEDI」という）への対応

● バージョンアップ V2.0 の概要

1. パブリックコメントへの対応内容
→注文メッセージ以外の取引プロセス（見積、見積回答、注文回答、出荷、検収、請求）への拡張
2. 改正消費税への対応内容
→「区分記載請求書」「適格請求書」への表記が義務付けられた情報項目の追加
3. 金融 EDI への対応内容
→金融 EDI と連携する支払通知メッセージの追加

● バージョンアップ V2.0 対象文書

1. 中小企業共通 EDI 標準仕様書(本書)
＜付表＞相互連携性情報項目表
2. 中小企業共通 EDI メッセージガイドライン
＜付表 1＞中小企業共通 EDI 標準メッセージ辞書・BIE 表
＜付表 2＞中小企業共通 EDI 標準コード定義表
＜付表 3＞中小企業共通 EDI 標準簡易マッピング表
3. 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン
＜付表＞実装ガイドライン・チェックリスト

1. 中小企業共通 EDI 仕様の標準化について

1. 1. EDI フレームワーク

EDI フレームワークは次世代電子商取引推進協議会（ECOM）において図 1.1 のとおり定義されている¹。

企業間の情報交換（以下、「EDI」という。）は、企業間で合意した「業務連携」（サプライチェーン取引プロセス）において、合意された「業務情報」（EDI メッセージ）を、合意された「情報表現様式」（メッセージフォーマット）で、合意された「運用手順」（ビジネスルール）に従い、合意された「電文搬送様式」（EDI 通信プロトコル）の上で行われるとされている。これらの各要素は独立しており、利用に際しては多様な組み合わせで実装されている。

一部の大手業界では「業務情報」、「情報表現」について EDI 情報項目の業界仕様が策定され、合意のための協議の簡略化を図っている。「電文搬送」については国際 EDI 通信標準としてすでに提供されている複数の仕様から選択し、これらを取りまとめて業界 EDI 標準を制定している。

これに対し「業務連携」、「運用手順」は当事者間の協議に任されていた。この協議は取引する関係企業各社の社内業務システム、および固有取引手順の整合が必要であり、このために長時間の調整が必要であった。

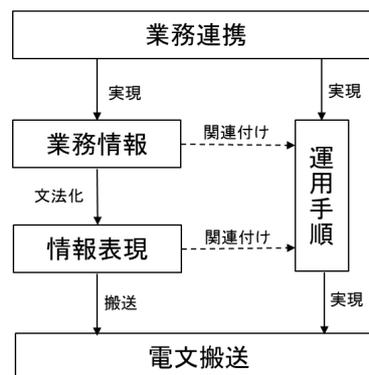


図 1.1. EDI フレームワーク

しかし、中小企業が EDI 導入のために割くことが可能な資源は限られており、中小企業がこれらの仕様を理解し、発注者と受注者が協議して接続条件を合意することは困難である。中小企業へ EDI を普及するためには取引当事者間の協議を最小限にする手段の提供が必要である。

中小企業共通 EDI 標準はこれらの課題の解消を目的として制定された。

¹ 出所：次世代電子商取引推進協議会 平成 19 年度 情報共有基盤整備報告書
<https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0004273>

1. 2. 中小企業共通 EDI 標準の構成文書の概要と適用範囲

中小企業共通 EDI 標準は以下の文書で構成される。

● 中小企業共通 EDI 標準の構成文書

- ① 中小企業共通 EDI 標準仕様書
- ② 中小企業共通 EDI メッセージガイドライン (参考資料)
- ③ 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン (参考資料)

また、EDI フレームワークにおける中小企業共通 EDI 標準の適用範囲を図 1.2. に示す。

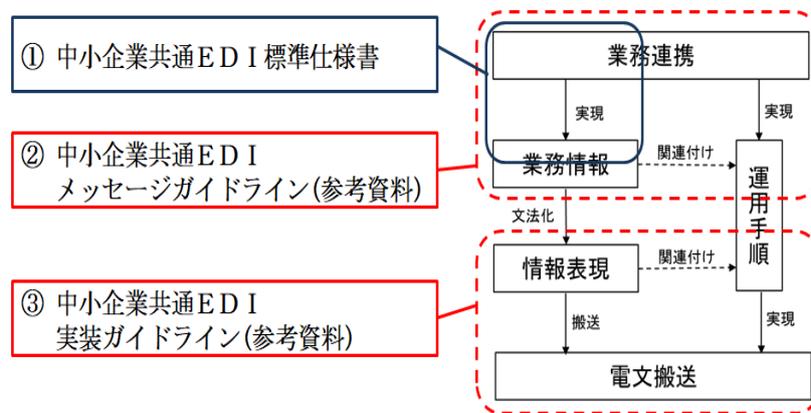


図 1.2. EDI フレームワークにおける中小企業共通 EDI の適用範囲

中小企業共通 EDI 標準の構成文書の概要を次に示す。

① 中小企業共通 EDI 標準仕様書

中小企業共通 EDI 標準仕様書は、異なる製品事業者（以下、「IT ベンダー」という。）の業務アプリケーション、並びにクラウド業務サービス（以下、「業務アプリ」という。）間の取引データ交換を保証するための相互連携性仕様を規定している。相互連携性仕様は中小企業への EDI 普及のための仕様として策定された規程である。中小企業共通 EDI 標準仕様書では、EDI フレームワークのうち「業務連携」や「業務情報」の一部について規定しており、相互連携を実現するための情報項目を定めた中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様情報項目表（付表）が提供されている。

② 中小企業共通 EDI メッセージガイドライン

中小企業共通 EDI メッセージガイドラインは、中小企業共通 EDI のメッセージ仕様、および当該メッセージを利用して中小企業の紙取引をデジタル取引へ置き換える手順の解説を行う参考文書であり、「業務連携」、「業務情報」、「運用手順」について規定している。中小企業共通 EDI ユーザー企業、および IT ベンダー企業を対象としている。

メッセージ仕様では国連 CEFACT 標準共通辞書に基づき開発した中小企業共通 EDI メッセージについて記載するとともに、以下の資料を付表として提供している。

中小企業共通 EDI メッセージ辞書・BIE 表（付表 1）、中小企業共通 EDI 標準コード定義表（付表 2）、および中小企業共通 EDI 簡易マッピング表（付表 3）

③ 中小企業共通 EDI 実装ガイドライン

中小企業共通 EDI を構成する中小企業共通 EDI プロバイダ（以下「共通 EDI プロバイダ」という。）、および業務アプリの相互連携を実現するため必要となる「情報表現」や「電文搬送」に係る機能等の実装方法を IT ベンダー企業へ解説する参考文書である。

1. 3. 中小企業共通 EDI 標準と業界横断 EDI 仕様との関係

中小企業共通 EDI 標準は、国際取引の世界的な簡素化を行うために手続き、および情報の流れの簡素化、統一化を推進している国際標準である国連 CEFACT 標準に準拠し策定している。国連 CEFACT のわが国の窓口組織は、国連 CEFACT 日本委員会であり国連 CEFACT -EDI 標準については同委員会の傘下にある一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会（以下、「SIPS」という。）が保守・管理に参画している。

SIPS は、国連 CEFACT 標準準拠の業界横断 EDI 仕様、およびここに含まれる EDI メッセージ仕様を一元的に登録管理している²。SIPS は EDI メッセージ仕様を業種別のドメインに分割し、ドメインごとの管理組織が策定し登録申請した EDI メッセージ仕様を審査して登録している。

中小企業共通 EDI メッセージ仕様は、SIPS の中小企業共通 EDI ドメインに所属し策定されている。

2. 相互連携性仕様の考え方

2. 1. 相互連携性仕様の必要性

これまでの EDI 導入は、発注者と受注者がすでに利用している各社の業務アプリ間で EDI を実現するために、接続要件の合意形成に長期間の協議が必要であり、さらに合意内容を実装するために既存の業務アプリをカスタマイズする必要があった。しかし、これらの EDI 導入に対するシステム投資は高額であり中小企業の取引量では投資対効果に見合わない場合が多く、中小企業の EDI 利用が進まない大きな要因になっていた。

これらの問題の解決策は、業務アプリのカスタマイズや合意形成のための事前協議を無くすことである。中小企業の多くは市販のパッケージ業務アプリやクラウド業務サービス（以下、「業務アプリ」という）を利用しており、これらの業務アプリにあらかじめ中小企業共通 EDI 標準による相互連携のための機能が実装されていれば、業務アプリが EDI によるデ

² 出所：業界横断レジストリ管理システム
<http://www.caos-a.co.jp/SIPS/itctools/topmenu.html>

ータ連携をするためのカスタマイズは不要になる。

また、業務アプリで利用できる情報項目がすべて同じであれば事前協議の必要はなくなり、接続先の業務アプリを意識することなく EDI によるデータ交換が可能になる。

しかし、現実には IT ベンダーが商品化している業務アプリは IT ベンダー各社のビジネス戦略により、実装されている情報項目は異なっている。このままの状況では異なる IT ベンダー製の業務アプリ間で EDI データ交換を保証することはできない。

中小企業共通 EDI 標準は、異なる IT ベンダー製の業務アプリ間で EDI によるデータ交換ができる相互連携性を重要な要件と位置付けており、これを実現するためには業務アプリに対する情報項目の実装に何らかの規定が必要であることが明らかとなった。

異なる IT ベンダー製の業務アプリ間の相互連携性の考え方を図 2.1. に示す。

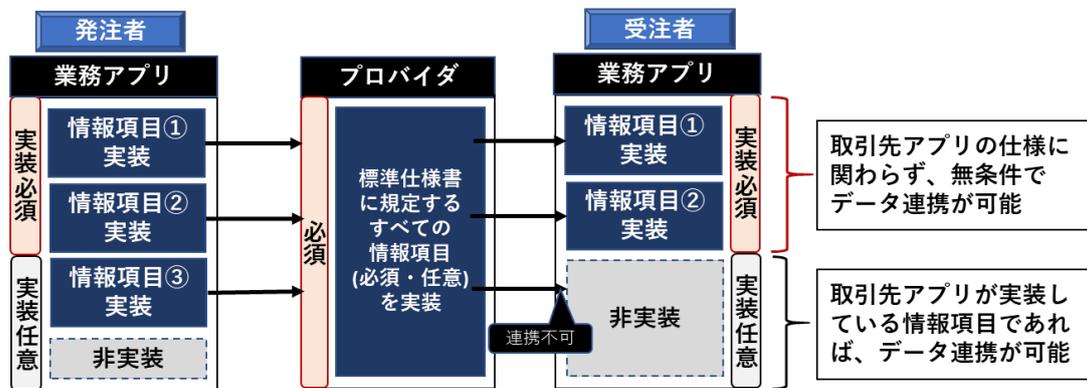


図 2.1. 情報項目の実装に違いがある場合のデータ連携 (イメージ)

2. 2. 相互連携性仕様の前提条件

(1) 対象ドメイン

業務アプリは、業種ごとに多様な仕様で開発されており、実装されている情報項目も多様である。そこで、相互連携性は、対応するドメインに属する業務アプリ間で確保することとする。対象ドメインの詳細は「中小企業共通 EDI メッセージガイドライン」を参照されたい。

(2) 対象取引プロセス

対象ドメインが規定する取引プロセスとする。取引プロセスの詳細は「中小企業共通 EDI メッセージガイドライン」を参照されたい。

(3) 対象業務アプリ

対象業務アプリは、対象ドメインが規定する相互連携性仕様を実装した業務アプリとする。当該業務アプリは、相互連携性仕様に規定する業務アプリの必須情報項目のデータ交換を可能としなければならない。

(4) 対象 EDI プロバイダ

対象 EDI プロバイダは、対象ドメインが規定する相互連携性仕様を実装した共通 EDI プロバイダとする。当該プロバイダは、相互連携性仕様に規定する全ての情報項目のデータ交換を可能としなければならない。

3. 相互連携性仕様

3. 1. 対象ドメイン

中小企業ドメインとする。

3. 2. 対象取引プロセス

中小企業通常取引プロセスにおける見積依頼、見積回答、注文、注文回答、出荷、検収、請求、支払通知の各プロセスを対象とする。

3. 3. 相互連携性仕様の対象情報項目

中小企業共通 EDI 標準仕様書 V2.0（以下、標準仕様書 V2.0 と呼ぶ）では注文プロセスの注文メッセージのほか、取引プロセス全体のメッセージに標準化範囲を拡張した。

また情報項目については、標準仕様書（初版）で規定した情報項目に加えて、改正消費税が求める区分記載請求書、並びに適格請求書で表記を義務付けられた情報項目を追加した。また金融 EDI 連携に対応するために支払通知メッセージを追加した。

標準仕様書 V2.0 の標準化の範囲を図 3.1 に示す。

メッセージガイドライン		国連CEFACT標準に準拠した取引プロセス・メッセージ								
		見積		注文		出荷	検収	請求	支払通知	
中小企業取引プロセス	見積	注文	出荷	検収	請求	支払通知				
中小企業共通EDIメッセージ	見積依頼	見積回答	注文	注文回答	出荷案内	検収	請求	支払通知		
標準仕様書	業務アプリの必須実装情報項目	11	17	16	18	16	21	21	21	
	プロバイダの必須実装情報項目	98	137	156	165	124	86	103	105	

図 3.1. 標準仕様書 V2.0_draft におけるメッセージ仕様の標準化範囲

詳細は、＜付表＞中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様情報項目表 ver.2、並びに中小企業共通 EDI メッセージガイドラインを参照されたい。

3. 4. 改正消費税への対応仕様

2019年10月より導入される改正消費税の軽減税率に対応するために、区分記載請求書の発行と当該請求書に記載する情報項目が義務づけられた。これらの情報項目は中小企業共通 EDI 標準仕様書＜付表＞中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様情報項目表 ver.2（以下、標準仕様書＜付表＞情報項目表という）へ必須情報項目として追加した。

さらに適格請求書保存方式が2023年10月より導入が計画されているが、施行に関する要件の詳細は国において整備中である。適格請求書に記載を義務付けられた情報項目は確定しているので、これらの情報項目は標準仕様書＜付表＞情報項目表に追加した。具体的には適格請求書に記載を義務付けられた情報項目、並びに中小企業共通 EDI で交換された電磁的記録データ保存の際に必要な情報項目である。これらの情報項目は中小企業共通 EDI メッセージガイドライン＜付表1＞中小企業共通 EDI 標準メッセージ辞書・BIE 表_ver.2 に適格請求書対応欄を設けて参考情報として記載したので参照されたい。

適格請求書関連の情報項目は今回のバージョンアップ v2.0 では任意情報項目に追加するに止め、必須情報項目にはしていない。しかし適格請求書保存方式が施行される時点では、消費税納税に際して必須の要件となるので、今後のバージョンアップで標準仕様書＜付表＞情報項目表の必須情報項目へ追加されることになる。適格請求書保存方式の施行以前においても、適格請求書の規定に従う請求書の利用は認められているので、実装に際しては留意されたい。

3. 5. 全銀 EDI システム(ZEDI)への対応仕様

ZEDI は銀行振込情報に商流情報の支払明細データ添付を可能とするサービスである。ZEDI は2018年12月よりサービスを開始したので、中小企業共通 EDI 標準はこのサービスへ対応するために支払通知メッセージを策定して追加した。

経済産業省は ZEDI のサービス提供開始に先立ち、2016年12月に金融 EDI(ZEDI)へ添付すべき商流 EDI 明細に関する推奨情報項目（40項目）を整理し公開した。

全国銀行協会は ZEDI の簡易な利用促進ために「簡易 XML ファイル作成機能」（以下、「S-ZEDI」という）を提供している。S-ZEDI は経済産業省整理の情報項目の中から16項目を選択し、さらに独自に規定した2項目を追加した18項目を規定した。中小企業共通 EDI 標準支払通知メッセージは、これらの情報項目を組み込んでいる。

これらの情報項目の対応関係は中小企業共通 EDI メッセージガイドライン＜付表1＞中小企業共通 EDI 標準メッセージ辞書・BIE 表_ver.2 の支払通知メッセージに、経済産業

省整理情報項目マッピング欄と S-ZEDI 情報項目マッピング欄を設けて参考情報として記載したので参照されたい。

3. 6. 標準仕様の実装について

業務アプリ間の相互連携性実現には標準仕様書に規定された仕様を実装しなければならない。さらに中小企業共通 EDI メッセージガイドライン、および中小企業共通 EDI 実装ガイドラインに参考情報が提供されているので、これを参照されることを推奨する。

中小企業共通 EDI 標準仕様書

V2.0_draft

<付表>

相互連携性情報項目表

V2.0_draft_r10

